

奈良市教育支援委員会傍聴要領

1. 趣旨

この要領は、奈良市教育支援委員会の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。(平成27年4月1日)

2. 傍聴の手続

- (1) 会議を傍聴できる人数は、原則として5名とする。但し、会場の都合等によりその人数を制限することがある。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、会議開会予定時刻の10分前までに傍聴受付簿(別紙)に住所、氏名をご記入する。定員になり次第締め切る。

3. 傍聴人の遵守事項

- (1) 所定の場所で傍聴すること。
- (2) 議事に対して批判を加え、又は可否を表さないこと。
- (3) 鉢巻、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他の騒がしい行為をしないこと。
- (5) 飲食、飲酒、又は喫煙しないこと。
- (6) 写真の撮影、録音又はこれらに類する行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

これらの条件を付して傍聴を認める。なお、これらに違反し退場を命じたときは、直ちに退場をしなければならない。

4. その他

この要項に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。